

「岡山市認定地域クラブ活動指導者」登録制度(令和8年度モデル試行)

1. 目的

この指導者登録制度(以下、「本制度」という。)は、岡山市認定地域クラブ活動(以下、「認定地域クラブ活動」という。)において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

本制度に基づき、岡山市が定める研修を受講し、登録された指導者を「岡山市認定地域クラブ活動指導者」(以下、「認定指導者」という。)と呼ぶものとする。

3. 身分等

【身分】 岡山市認定クラブ指導者。(有償ボランティア、雇用契約はなし。)

【謝金】 時給1,600円(交通費も含む。源泉徴収あり) ※ただし、1クラブにつき謝金上限あり

【活動場所】 従事場所が決まっていない場合は、岡山市が指定する中学校(認定地域クラブ活動)とする。

【活動時間】 国、市のガイドラインの時間を遵守

【保険加入】 活動中及びその往復途上のけが等は、スポーツ安全保険等に岡山市が加入することで対応。

対象:認定指導者に登録された指導者全員

【その他】 勤務実績報告はアプリにて行う。

4. 登録要件

次の(1)～(7)の全ての要件を満たす者を、認定指導者として登録する。

(1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である認定地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた18歳以上の者(大学生を含む、高校生は不可)であること。

(2) 本市、及び国の指導方針、認定要件に基づいて指導することができ、専門的な知識・技能を有するのはもとより、旧態依然の指導ではなく、コーチング等生徒の自主性を重んじた指導法など時代に即した新しい効率的で合理的な指導法を取り入れるなど、日ごろから自らの資質向上に取り組み、必要な知識や技術の習得に努めていること。

(3) 岡山市が定める指導者研修を受講した者であること

(4) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者であること。

(5) 指導については、岡山市認定クラブ活動 指導者マニュアル(作成予定)に沿った指導をする者であること

(6) 以下のいずれにも該当しない者

- | |
|---|
| ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 |
| ②暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者 |
| ③過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者 |

(7) 以下の(ア)～(カ)のいずれかに該当する者

- | |
|---|
| (ア)学校教育法第1条に規定する学校(小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園)において、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者 |
| (イ)公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者(スポーツ指導者資格等) |
| (ウ)市内各運動競技団体・各文化芸術団体、市教育委員会、市内中学校長のいずれかの認めた者 |
| (エ)高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍かつ当該運動競技や文化芸術活動の経験があり、出身学校、専門学校、大学の関係者から指導者として適格であると認めた者 |
| (オ)その他、市、市教委が認めた者 |

5. 登録手続等

- (1) 認定指導者としての登録を受けようとする者(以下、「登録申請者」という。)は、岡山市に対して**岡山市認定クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書**(以下、「登録申請書等」という。)を提出するものとする。
- (2) 岡山市は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定指導者としての登録を行うものとする。
- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体がとりまとめて登録申請書等の提出を行うが、決まっていない場合は、申請者が個別に申請する。岡山市は、登録申請者が登録要件を満たしている場合は、研修の受講案内等を行う。
- (4) 認定指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに岡山市に報告するものとする。

【認定指導者登録申請から登録までの流れ】

登録申請をする場合については、以下の流れを理解し、申請手続きを行うものとする。

登録申請者	岡 山 市
① 登録申請書等(各種様式、別添)を岡山市HPからダウンロード	
② 認定地域クラブ活動の認定要件等も熟知、理解した上で、認定地域クラブ活動の指導者の登録要件を確認する。	
③ 岡山市スポーツ振興課に下記申請書および添付書類を添えて提出する。 ○ 岡山市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書(様式第3号) 別添 ・指導者資格等があれば証明する書類の写し	1, 登録申請書等の確認 2, 申請者に対して指導者研修の案内 3, 研修受講後、認定指導者として登録
【登録された場合】 認定指導者として活動開始 ※岡山市の指導者研修受講が終了後、活動を開始する。 【登録されない場合】 ※認定クラブ活動での指導はできない。	

6. 登録有効期間

登録は1年更新制(新年度研修受講後、登録更新とする。再度の申請手続き等は不要)。有効期間は登録の効力の発生日の属する年度末)とする。

7. 不適切行為への対応

(1) 禁止される不適切行為

- ① 認定指導者は、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

(2) 不適切行為への対応

- ① 認定指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、事案に応じた適切な対応を行うとともに、岡山市に報告すること。なお、報告を受けた岡山市において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行う。

②岡山市においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、認定指導者に対する注意・指導、登録取消等の適切な措置を講ずるものとする。

8, その他

認定地域クラブ活動で指導をするすべての指導者は、岡山市に登録し、岡山市の研修を受講した者であることとする。

上記には、岡山市からの指導謝金をもらわない指導者(ボランティア、岡山市の謝金対象でない3人目以上となる指導者)についても含まれる。※岡山市に登録された指導者の保険は岡山市で一括加入する。

◇認定指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	認定指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・認定地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方 (認定地域クラブ活動の活動方針等含む)
②基本姿勢・ サービス規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止 (適切な集団づくりなど)
③生徒への 指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導(適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等)
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止(施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等)
		事故等が発生した際の現場対応 (応急手当、関係機関への連絡等)
⑤保護者や 学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施する。

※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定する。

※3 なお、指導に当たっては、認定地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン(H25.5)」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により、知識・技能を学ぶこと。